



日本弁理士会 副会長

山本 晃司

知的財産のプロフェッショナル

今月のことば

monthly word

早いもので副会長に就任して半年近くが過ぎようとしている。4月の就任以来、委員会の立ち上げ、定期総会、支部回りといった恒例の会務に対応するうちに夏も盛りを過ぎてしまった。まだ任期半分かとの思いと同時に、そろそろ事業計画の達成状況が気になり始めてもいる。平成20年度の日本弁理士会執行部では、「プロフェッショナルの真価を發揮しよう！」をスローガンに掲げ、本来業務の高度化及び関連・周辺業務の広域化を意図した所謂「よくばり作戦」を昨年度に引き続き展開している。この作戦の下では、特許委員会、商標委員会、著作権委員会等の各種専門委員会、各付属機関による調査研究、研修所、知財ビジネスアカデミーによる研修・人材育成事業等を通じて会員の啓発やスキルアップを図るとともに、広報・支援活動を通じて弁理士業務の対外的周知を図ることにより、「真価を發揮」するための環境整備を進めている。

ところで、本稿執筆の機会を得て、スローガンの「プロフェッショナル」につき些か思いを巡らせてみた。手元の研究社新英和中辞書を引いてみると、“professional”とは、「(知的) 職業人、(技術) 専門家」と訳されている。確かに、弁理士は「知的財産の専門家」と称されることが多いが、では、なぜそのように認識されるのであろうか。その根拠として、まずは弁理士試験の存在が挙げられよう。ご存じの通り、弁理士法に規定されている弁理士の業務は、出願業務を中心とした専権範囲に留まらず、知的財産の様々な分野に拡大している。弁理士試験の試験科目も拡大し、現在では特許法

等の工業所有権法、工業所有権に関する条約のみならず、著作権法、不正競争防止法も出題科目に取り込まれている（弁理士法第10条、同施行規則第2条）。知的財産に関連する法令・条約の知識がこれほど広く問われる資格試験は弁理士試験を措いて他に例を見ない。したがって、弁理士試験に合格すれば、世間からは、知的財産に関する広くかつ一定水準以上の法律知識を有していると認識されるであろう。弁理士法第9条を引用すれば、試験合格者は、「弁理士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有する」者と国から認定されたことになろうか。

さらに、本年度の試験合格者からは登録前に「実務修習」が課せられることとなった。試験で問うことが可能な「学識及びその应用能力」には限りがあるとするれば、実務能力を補うシステムとして実務修習が有効に作用することに期待したい。本年度の執行部が、実務修習の円滑な実施に向けて最大限の努力をしていることは勿論である。

さて、ここまでは専ら「知的財産のプロフェッショナル」になるために必要な基礎知識を習得する段階の話である。試験合格に足りる知識を得たことをもってプロフェッショナルと言えるか否か、知的財産の実務に携る多くの方は否定的であろう。弁理士試験合格に必要なとされる知識はプロフェッショナルの必要条件ではあっても十分条件ではない。実務修習を経たとしても、それで直ちにプロフェッショナルとして活躍できるものでもなかろう。プロ野球にたとえてみれば判りやすいかもしれない。プロ野球の選手として最低限必要

なのは、スカウトに素質を認められ、プロ野球の球団に入団することである。しかし、ファンはそれでは満足しない。新人選手がたゆまぬトレーニングとファームでの経験を積んで素質を開花させ、一軍の公式戦で流石はプロだと感心させるレベルの高いプレーを披露することをファンは期待しているのである。その期待に応えることにより、ファンはチケットやグッズにお金を払い、活躍した選手は高額な報酬を手に入れるのである。つまり、プロフェッショナルたるには、単に知識や技術を持っているだけでは足りず、これを披露してその真価をユーザーに認識させなければならない。

知的財産の世界に話を戻そう。まず、プロフェッショナルとしての素質は弁理士試験によって試されているはずである。試験合格に続く実務修習は、その素質と受験勉強で得た法律知識を実線場で活かすための第一歩であろう。しかし、問題はそこからである。まず、受験勉強で得た法律知識だけで個別具体的な実務に対応することは望むべくもない。例えば、試験勉強で特許要件を学んでも、その知識だけで個々の発明の特許要件を論じることができない。発明を理解するための技術的知識が必要不可欠であるし、審査実務にも精通している必要がある。審決例、裁判例に当たって法律が個々の具体例にどのように当て嵌められるかも十分に理解する必要がある。経験も積みねばならない。そして、一定の実務能力水準に達したとしても、自己研鑽に継続して努めなければならない。技術は絶えず進化するし、法律やその運用も社会の実情に則して変化するのである。したがって、実務の一線で活躍している者であっても、自己研鑽を怠れば何れは時代遅れとなるリスクがあることを忘れてはならない。本年度からは、全弁理士を対象とする継続研修制度が開始されている。この制度の導入に伴って、日本弁理士会では、研修所を始めとして、魅力ある研修コンテンツの開発に従前にも増して努力している。会員諸兄におかれては、継続研修の受講を負担と捉えずに、肯定的に捉えて大いに活用して欲しいと願うものである。

次に、法律や技術の知識が十分であったとして

も、それらの知識がユーザーの期待に応えるように活かされなければ、プロフェッショナルとしての評価を得ることはできないであろう。実は、この点が一番重要でしかも難しいのではないかと感じている。弁理士の入口が法律科目の試験であり、発明が技術開発の成果物であることから、ともすれば我々は法律知識や技術知識の蓄積に重きを置きがちである。しかし、法律や技術の知識だけで果たして知的財産を社会で十分に通用させることができるであろうか。知的財産制度は、産業の発達に貢献するための制度であって、発明その他の知的財産を産業界で適切に活用するためには、ビジネスの視点から知的財産を見ることもまた重要である。ビジネスの現場を知らずして法律論や技術論を展開しても、決してユーザーの期待に応えることはできない。勿論、法律論や技術論を無視してビジネス視点のみから知的財産を扱うことも正しい態度ではなからう。法律や技術の知識をビジネスの実情に応じて適切に適用して、ユーザーの求めに応じた最善の専門サービスを提供することが、知的財産のプロフェッショナルとして弁理士に最も求められているのではなからうか。しかも、そのような専門サービスを提供するためには、自己の専門知識を他人に伝えるためのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を磨くこともまた必要である。仏教の教えに、「人を見て法を説け」というものがあるが、その「人を見る」スキルも磨かねばならないのである。さらに、ビジネスのスピードに対応するためには、業務効率を向上させることも必要であるし、グローバル化に対応するためには外国語能力をも磨く必要がある。

こうして見ると、我々弁理士が知的財産のプロフェッショナルとしてその真価を発揮するためには様々な面での知識、能力が必要であることに気付かされ、気が遠くなる思いである。しかし、知的財産に対する社会の関心が高まり、知的創造サイクルにおける創造、保護、活用の全ての段階で弁理士の活躍が期待されている以上、我々もこれに応えるべく最大限の努力を続けて行かねばならない。勿論、個々の弁理士が全ての要求に応える

ことは理想論であろう。かく言う小職も、自信を持って提供できる専門サービスなど皆無に等しい。しかし、個々の弁理士がスキルを高め、それぞれの得意分野で専門性を発揮することにより、弁理士という職業集団が知的財産のプロフェッショナル集団としてその真価を発揮し、他の職種を圧倒する評価を獲得することに繋がるのである。そして、その評価こそが、弁理士業務の魅力を高める最大の原動力になると信じている。これを実現するためにも、冒頭に記した「よくばり作戦」の下では、専門委員会のみならず、知的財産

価値評価推進センターや国際活動センター、ADR推進機構、知財コンサルティング検討委員会、ひいては広報センターや知的財産支援センターに至るまで、日本弁理士会の各組織を総動員するほどの規模で役割分担して活動をお願いしているのである。それらの活動が実を結ぶように、残された任期で精一杯の努力を続けていきたいと思っている。会員諸兄におかれては、是非とも本年度の執行部の取り組みに関心を寄せて頂き、ご理解とご協力を賜りたいと願う次第である。